排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査
―我が国の取組み状況と諸外国の法制度―

榎　孝浩
国立国会図書館調査及び立法考査局
文教科学技術課科学技術室

【要　旨】
海洋の科学的調査は、海洋環境に関する科学的知識の増進を通じて、すべての人類に貢献し得る重要なものである。領土面積の10倍を超える排他的経済水域及び大陸棚を有する我が国にとって、同領域の保全及び利用の促進は大きな課題であり、海洋の科学的調査への対応もその例外ではない。
国連海洋法条約は、排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査について、沿岸国の同意を義務付ける一方で沿岸国は通常同意を拒絶できないとする「同意レジーム」を柱に、具体的な手続き規定を設け、沿岸国と調査国の権利義務を定めている。しかし、その解釈と適用をめぐっては議論があり、資源探査等の他の調査活動概念と外観上区別することも困難であることから、実効性の確保に課題を抱えている。
我が国は、ガイドラインに基づく事前同意制度を運用しているが、同意を得ない又は同意内容と異なる調査活動が数多く報告され、執行措置も講じられないため、実効性への疑問が呈され、法制化を含む議論もあった。
諸外国の法制度を見てみると、米国は原則自由としており、カナダ、英国及びフランスは、我が国同様に、法令では管轄権を規定するのみであり、規制は行政上の措置による。ノルウェー、ロシア、韓国、中国及び台湾は、いずれも一定の手続き規定も含む法令を制定しているが、国連海洋法条約の解釈及び適用における問題が幾つか指摘されている。

はじめに

海洋の科学的調査（Marine Scientific Research：MSR）は、気候や海洋環境等に関する科学的知識の増進を通じて、人類社会全体の利益となる重要なものである。我が国は、領土面積の10倍を超える広大な排他的経済水域(1)及び大陸棚(2)（以下「排他的経済水域等」）を有する海洋国家であり、同領域の保全及び利用の促進は大きな課題である。海洋の科学的調査もその例外ではなく、我が国自身による実施及びその促進はもとより、外国による海洋の科学的調査への対応は、我が国の排他的経済水域等の保全及び利用の促進にとって重要であり、海の憲法ともいわれる国連海洋法条約(3)も、沿岸国に与えた管轄権が適切に行使されることを求めている。とりわけ境界未画定の海域においては、重要性がより高まろう。

(1)　排他的経済水域（Exclusive Economic Zone：EEZ）とは、沿岸国及び他国の権利義務を衡平に配分すべく、国連海洋法条約によって創設された特別な水域であり、領海を除く基線から200海里までの海底の上部水域並びに海底及びその下をいう。沿岸国は、生物資源及び非生物資源の探査、開発、保存及び管理や、海洋エネルギーを利用した発電等の経済的活動に関する主権的権利のほか、海洋の科学的調査や、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有する。

(2)　大陸棚（Continental Shelf）とは、領海外における、陸地領土の自然延長の大陸縁辺部の限界までの海底及びその下をいうが、基線から200海里までについては、そこまでの海底及びその下をいう。国連海洋法条約に規定される条件に従い、大陸棚限界委員会の勧告を受けた場合には、200海里を超えて、最大350海里までを大陸棚とできる。200海里までは排他的経済水域と完全に重複するが、200海里を超えて認められた大陸棚については、その上部水域は公海であるため、注意が必要である。沿岸国は、生物資源及び非生物資源の探査、開発、保存及び管理に関する主権的権利を有する。なお、大陸棚と排他的経済水域の制度は類似しているが、法令等による設定行為の要不要や定着性生物の取扱い等のように異なる事項もある。

(3)　正式名称は、「海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea：UNCLOS）」である。第三次国連海洋法会議を経て、1982年4月に国際連合総会で採択され　1994年11月に発効した。我が国は、1983年2月に署名し、1996年6月に批准した（同年7月20日に我が国について発効した）。

他方、海洋の科学的調査については、排他的経済水域等における生物資源及び非生物資源に関する沿岸国の主権的権利を侵害するおそれのある資源探査（Exploration）等と外観上区別することが困難であり、国連海洋法条約の解釈及び適用をめぐる議論も多くある。本稿では、排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査について、国連海洋法条約の規定及び一般的解釈を確認した上で、我が国の取組み状況と諸外国の法制度をまとめる。なお、米国、カナダ、英国、フランス、ノルウェー、ロシア、中国、韓国、台湾の9か国・地域を扱う。

Ⅰ　国連海洋法条約における海洋の科学的調査

1　海洋の科学的調査とは何か

（1）国連海洋法条約の定義

国連海洋法条約は、海洋の科学的調査を定義していない。一般原則として、①専ら平和的目的のために、②適当な科学的方法及び手段を用いて、③他の適法な海洋の利用を妨げず、④国連海洋法条約及び関係する規則に従って実施されなければならないことを定めるのみである（同条約第240条）。なお、海洋の科学的調査自体は、いかなる権利の主張の法的根拠ともなり得ない（同条約第241条）。

海洋の科学的調査は、「海洋環境についての人類の知識を増大する目的で計画された研究及び関連する実験的作業」(4)であり、「潮汐・潮流などを取り扱う海洋物理学、海洋化合物の研究を行う海洋化学、海洋の動植物の研究を行う海洋生物学、海底の堆積物及びその下部構造の物理的特性の研究を行う海洋地質学、並びに地球物理学」(5)を含むものと一般に解されている。また、生物資源及び非生物資源に関連するものも含まれるとされる(6)。

（2）類似の調査活動の概念

国連海洋法条約の下では、海洋の科学的調査に類似の調査活動の概念として、主に資源探査、軍事調査（Military Survey）、水路測量（Hydrographic Survey）が挙げられるが、これらも同条約に定義規定がなく、軍事調査に至っては言及すらないため、これらとの区別がしばしば問題とされる。とりわけ、海洋の科学的調査と資源探査を「厳密かつ客観的に区別することは、きわめて困難」(7)とされる。

軍事調査は、国連海洋法条約に定義も実体規定もないが、米国や英国等を中心に、公海の自由の一つとして正当化されてきており、米国海軍によれば、「海洋及び沿岸水域で行われる軍

(4)　Informal Single Negotiating Text Part III, Art. 48, United Nations, Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, *Marine Scientific Research - A revised guide to the implementation of the relevant provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea*, New York: United Nations, Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, 2010, p.6. 〈http://www.un.org/Depts/los/doalos_publications/publicationstexts/msr_guide%202010_final.pdf〉に引用。これは、国連海洋法条約に結実する海洋法会議において、海洋の科学的調査の定義が置かれた最後の草案における定義である。1977年の非公式統合草案で海洋の科学的調査の定義規定は削除され、以後の草案等では定義規定は置かれなかった。これは、条約の実体規定で足りるとのコンセンサスがあったためとされる。坂元茂樹「外国船舶による海洋調査の実施と執行措置」海上保安協会『平成20年度　海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究（第1号）』（海上保安体制調査研究委員会報告書）2009, p.14.〈http://www.jcga.or.jp/reports/pdf/1_2009.pdf〉

(5)　栗林忠男『注解国連海洋法条約　下巻』有斐閣, 1994, p.159.

(6)　林司宣「第12章　科学的調査と技術協力」島田征夫・林司宣編『海洋法テキストブック』有信堂高文社, 2005, p.162.

(7)　山本草二『海洋法』三省堂, 1992, pp.257-258.

事目的の海洋データ収集を含む活動を意味し、…海洋学、地質学、化学、生物学及び音響学その他の関連情報の収集も含みうる」[8]ものと定義されている。調査態様が類似するため、海洋の科学的調査と外観上区別することは困難であるが、調査結果の公表を当然に予定しておらず、調査目的が大きく異なることから別概念とされる。米国や英国等は、軍事調査が、海洋の科学的調査と異なることを理由に、沿岸国の管轄権に服しないことを主張している[9]。中国やインド等を中心とする発展途上国は、これに反対しており、法令等による禁止や規制もなされている[10]。軍事調査は、排他的経済水域等における軍事的活動にも関係するため[11]、国連海洋法条約における大きな課題とされるが、本稿ではこれ以上扱わない[12]。

水路測量は、「一般に、海図作成および航海の安全のための情報を収集する活動とされ、水深、海底の地形、海流の流れ、波の状態、航行上の危険物などについての比較的浅い海域におけるデータ収集を含む」[13]ものと解されている。

海洋の科学的調査の特徴は、学術目的であり、その調査結果が国際的に広く公開されることにあるとされ[14]、これらの類似の調査活動の概念の相違点も、調査目的や、調査結果の公表等の調査終了後の行動にあるといえる。しかし、これらは調査態様に大きな違いはなく、外観上区別することは困難とされよう。海洋の科学的調査の定義については、本稿ではこれまでとし、次に国連海洋法条約の実体規定を確認する。

2 国連海洋法条約の枠組―主に手続きについて

(1) 同意レジーム

国連海洋法条約は、海洋の科学的調査を実施する権利をすべての国が有することを確認し[15]（同条約第238条）、また、これを公海の自由の一つとしても明確に位置付けている[16]（同条約第87条第1項(f)）。しかし領海はもとより、排他的経済水域等においては、沿岸国の権利による制約を受ける。

---

(8) 坂元　前掲注(4), p.21 ; Chief of Naval Operations, *OPNAV INSTRUCTION 3140.55BB (15 April, 2008)*, Department of the Navy Issuances（ウェブサイト）〈http://doni.daps.dla.mil/Directives/03000%20Naval%20Operations%20and%20Readiness/03-100%20Naval%20Operations%20Support/3140.55B.pdf〉

(9) 先進国の多くは、沿岸国の管轄権に服しないとする軍事調査について、反対姿勢を明確には示していない。例えば、1994年にスウェーデンの排他的経済水域内で米国籍の軍艦が海流に関する軍事調査を実施したことについて、海洋の科学的調査の場合に必要とされる沿岸国に対する事前申請及び同意を要しないことを、両国は協議で確認している。また、米国は2001年時点で、85か国の排他的経済水域において、軍事調査を実施しているとされる。西村弓「第7章　海洋安全保障と国際法」国際問題研究所『守る海、繋ぐ海、恵む海―海洋安全保障の諸課題と日本の対応―』（平成23年度海洋安全保障研究会報告書）2012, pp.99-100.〈http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H23_Sea/07_Nishimura.pdf〉

(10) Donald R Rothwell and Tim Stephens, *The international law of the sea*, Oxford ; Portland, Or.: Hart, 2010, p.330. なお、中国については、後掲注(147)を参照。

(11) 中国をはじめとして、排他的経済水域等における他国の軍事的活動を規制する国が多く、問題とされている。小谷哲男「EEZを領海扱い 中国の仕掛ける"法律戦" 独善的解釈で「海洋の自由」を崩す」『WEDGE』24(11), 2012.11, pp.31-33.

(12) 海洋の科学的調査と軍事調査の関係については次が詳しい。小寺彰「排他的経済水域における「軍事調査」―「海洋科学的調査」との関係を手掛かりにして―」財団法人海上保安協会『平成21年度　海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究（第2号）』（海上保安体制調査研究委員会報告書）2010, pp.47-58.〈http://www.jcga.or.jp/reports/pdf/2_2010.pdf〉

(13) 林司宣「第8章　他国の排他的経済水域における軍事的活動」『現代海洋法の生成と課題』信山社出版, 2008, pp.211-212.

(14) 山本　前掲注(7), pp.257-258.

(15) 当然ながら、海洋に面しない内陸国も含まれる。国連海洋法条約は、内陸国への配慮規定も設けている（同条約第254条）。権限のある国際機関も海洋の科学的調査を実施する権利を有するが（同条約第238条）、本稿では沿岸国以外の国（外国）による海洋の科学的調査のみを扱う。

(16) 海洋の科学的調査は、元来、公海の自由の一つに位置付けられてきたが、条約等では明文化されていなかった。

排他的経済水域等においては、沿岸国が海洋の科学的調査を規制、許可する権利を有し（同条約第56条第1項(b)(ii)及び第246条第1項）、海洋の科学的調査を実施する場合は、事前に沿岸国の同意を得なければならない（同条約第246条第2項）。他方、国連海洋法条約は、同「条約に従って、専ら平和的目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施される」ものは、「通常の状況においては、同意を与える」ことを沿岸国に義務付けており（同条約第246条第3項）、沿岸国の管轄権を制限している(17)。

なお、「専ら平和的目的」とは、一切の軍事的利用を禁じる意味である「非軍事」ではなく、武力による威嚇又は武力の行使を禁じた国連憲章第2条第4項(18)に反しない「非侵略」を意味すると一般的に解されている(19)。また、「通常の状況」でない場合とは、沿岸国と調査国が武力紛争等の緊張関係にある等が想定されるが、あらゆる要因を考慮して判断されるべきとされ(20)、外交関係がないことだけを理由に判断することはできない（同条約第246条第4項）。

排他的経済水域等における海洋の科学的調査について、沿岸国の同意を得ることを原則とする一方、沿岸国に同意の付与を義務付けるこの制度は「同意レジーム」と呼ばれる。これは、公海自由の原則を理由に、沿岸国による海洋の科学的調査の規制に反対した先進国と、生物資源及び非生物資源に関する主権的権利や利益等が侵害されるおそれを理由に、資源探査と同様に沿岸国の管轄権に服するべきと主張した発展途上国との調整と妥協の結果とされる(21)。

なお、排他的経済水域等における資源探査は、沿岸国の主権的権利の及ぶところであり（同条約第56条第1項(a)及び第77条第1項）、沿岸国の完全な裁量である。このため、沿岸国は自由に規制でき、外国による資源探査を一切禁止することもできる。

なお、排他的経済水域及び大陸棚以外の海域については、次のとおりとなっている。

公海の場合は、前述のとおり、公海自由の原則により特別の制約は課されていない。もっとも、国連海洋法条約その他の国際法の規定に従い、公海の自由を行使する他国の利益及び深海底における活動に関する権利を考慮せねばならない（同条約第87条第2項）。資源探査については、公海の自由に明示されていないが、自由に実施できる(22)。

領海の場合は、沿岸国の明示の同意を得て、沿岸国の定める条件に基づく場合に限り、海洋の科学的調査を実施できると定められ、沿岸国の完全な裁量とされている(23)（同条約第245条）。資源探査についても、主権の及ぶところであり、沿岸国の完全な裁量であるが、海洋の科学的調査と異なり、完全に禁止することもできる。

(2) 裁量的同意拒絶事由の限定

国連海洋法条約は、海洋の科学的調査を促進すべく、排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査について、沿岸国が同意を拒絶できる場合（以下「裁量的同意拒絶事由」）を限定している(24)（同条約第246条第5項）。第一に、生物資源及び非生物資源の探査及び開発に直

(17) 同意を拒絶する場合は、沿岸国はその理由を説明せねばならないとも解されている。林　前掲注(6), pp.164-165.
(18) 正式名称は「国際連合憲章（Charter of the United Nations）」であり、同憲章第2条第4項は次のとおりである。
「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」
(19) 国連海洋法条約の一般規定である海洋の平和的利用原則（同条約第301条）を確認したものとされる。栗林　前掲注(5), pp.181, 309.
(20) 栗林　同上, p.183；水上千之「第17章　海洋の科学的調査」『海洋法―展開と現在』有信堂高文社, 2005, pp.260-261.
(21) 水上　同上, pp.259-260.
(22) ただし、深海底の場合はこの限りでない。また、生物資源及び非生物資源の「開発」は、自由ではない。
(23) 領海における海洋の科学的調査は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされ（同条約第19条第2項(j)）、沿岸国は、海洋の科学的調査について無害通航に係る法令を定めることができる（同条約第21条第1項(g)）。

接影響を及ぼす場合[25]、第二に、爆発物若しくは有害物質の使用又は大陸棚の掘削を伴う場合、第三に、人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合、第四に、同意申請された情報が不正確である場合又は申請国が過去に実施した海洋の科学的調査について義務を履行していない場合である。

しかし、この裁量的同意拒絶事由の解釈又は適用については、海洋の科学的調査に関する他の事項と異なり、国連海洋法条約の定める拘束力を持つ強制的な紛争解決手続きから除外されており（同条約第297条第2項(a)(i))、沿岸国に有利であるといわれる[26]。

このほか、前述した沿岸国に同意付与を義務付けた規定の反対解釈から、国連海洋法条約に従わない場合、「専ら平和的目的」ではない、すなわち国連憲章第2条第4項に反する侵略目的等である場合、又は「通常の状況」でない場合には、同意を拒絶できるとも解されよう。ただし、沿岸国の安全保障を裁量的同意拒絶事由とすることには、交渉当時から強い反対があり、国連海洋法条約でも採用されなかったことや[27]、接続水域[28]でも安全保障を理由とする規制が許されないことに鑑みれば（同条約第33条第1項)、沿岸国の安全保障を理由とする同意の拒絶等は、通常認められないと解されよう。

(3) 同意申請の手続き

調査国は、調査開始予定日の6か月前までに、当該調査の「十分な説明」を沿岸国に提出し、同意を求める申請を行わねばならない（同条約第248条)。国連海洋法条約が、前述のとおり、海洋の科学的調査を実施する権利を国家に与えていることや、「公の経路」を通じて申請することを定めることから（同条約第250条)、多くの場合、外交ルートを通じて申請されている。

この「十分な説明」には、当該調査の目的、船舶及び科学的器材等の詳細を含む調査方法、調査予定海域、到着及び退去予定日、実施機関及び代表者の氏名等が含まれている（同条約第248条)。この申請には、多くの場合、国連海事・海洋法部海洋法課の海洋の科学的調査に関する手引書に記載されている書式例[29]（以下「国連標準書式案」）か、これに準拠した沿岸国の独自の書式が指定されている。調査計画に主要な変更が生じた場合には、調査国は直ちに沿岸国に通報しなければならない（同条約第249条第1項(f))。

沿岸国は、前述の裁量的同意拒絶事由に該当しない場合には、同意を与えなければならない。国連海洋法条約は、「沿岸国は、同意が不当に遅滞し又は拒否されないことを確保するための規則及び手続を定める」（同条約第246条第3項）とし、調査船の入港への配慮等を含む「海洋の科学的調査を促進し及び容易にするため合理的な規則及び手続を定めるよう努力」する義務を課している（同条約第255条)。このほか、国際機関を通じた海洋の科学的調査の一般的基準及び指針の策定の促進について、すべての国に努力義務が課されている（同条約第251条)。

---

(24) これは、裁量的同意拒絶事由に該当する場合に、沿岸国が同意を与えることを妨げるものではないとされる。水上千之「国連海洋法条約における海洋の科学的調査に関する法制度（一)」『広島法学』20(3), 1997.2, p.42.

(25) 大陸棚限界委員会の勧告を受けて200海里を超えて認められた大陸棚については、沿岸国の権利を害するものではないと確認されながらも、天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合であっても、同意を拒絶できないとされる。ただし、沿岸国が開発又は詳細な探査活動を行う区域として指定する場合は、この限りでなく、同意を拒絶できる。（同条約第246条第6項及び第7項）

(26) 林　前掲注(6), pp.167-168.

(27) 西村　前掲注(9), p.100；西村弓「第3編第2章　海洋法」酒井啓亘ほか『国際法　International Law』有斐閣, 2011, p.238.

(28) 接続水域（Contiguous Zone）とは、領海に接続する基線から24海里までの海域をいい、沿岸国には、自国内または領海内における通関、財政、出入国管理等に関する法令の違反について一定の権限を行使することが認められる。

(29) Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations, “Draft standard form A: Application for consent to conduct marine scientific research,” *op.cit.*(4), pp.49-55.

また、国連海洋法条約自体も、適正手続きの確保によって海洋の科学的調査を促進するため、黙示の同意制度を設けている。この黙示の同意制度とは、申請受理後4か月以内に、沿岸国が同意の拒絶や申請内容の不備等の指摘等を行わない場合には、沿岸国が同意したものとみなし、申請の6か月後から当該調査を実施できるとするものである（同条約第252条）。

（4）調査国の義務及び沿岸国の権利

沿岸国は、調査活動の計画に参加し又は代表者を派遣することができる権利を有し、調査国はこの権利を確保せねばならない（同条約第249条第1項(a)）。更に調査国は、沿岸国の要請に応じて、暫定的な報告並びに調査結果等のほか、データ及び試料を提供し(30)、これらの評価又は解釈に必要な援助も行わねばならない（同条第1項(b)、(c)及び(d)）。

調査国は、海洋環境に関する科学的知識を増進させるため、調査結果ができる限り速やかに国際的な利用に供されることを確保しなければならない（同条第1項(e)）。これは、沿岸国の権利及びその裁量の行使を妨げるものではなく、例えば、沿岸国の法令により、資源探査及び開発に直接影響を及ぼす調査結果等の公表について、沿岸国の事前同意を条件とすることもできることが確認されている（同条第2項）。ただし、前述の国連海洋法条約第246条第5項が定める裁量的同意拒絶事由に関するものについてのみ認められたものであり、これ以外の理由に基づく調査結果の公表の制限は行えないとされる(31)。例えば、安全保障を理由とする公表の制限は、認められない。

このほか、国連海洋法条約に違反して実施された調査活動から生じた損害や、海洋環境汚染から生じた損害は、当然ながら調査国が責任を負う（同条約第236条第2項及び第3項）。

3　国連海洋法条約の枠組―主に沿岸国の利益保護の手段について

これまでで確認したように、国連海洋法条約は、手続きのほか、調査国の義務及び沿岸国の権利を定めているが、これらに違反した行動がとられた場合には、沿岸国は、どのように利益保護を図ることができるだろうか。以下では、沿岸国の利益保護の手段を確認する。

（1）停止又は終了の要求

沿岸国は、同意した内容と異なる調査活動が実施されている場合、又は調査国が義務を遵守せず、沿岸国の権利が確保できない場合には、調査活動の停止を要求できる（同条約第253条第1項）。停止を要求した後、合理的な期間内に是正されない場合には、終了を要求できる（同条第3項）。終了の要求は、調査国が「十分な説明」を行わない場合、又は調査計画に主要な変更があった場合にも行える（同条第2項）。これらの要求を受けた調査国は、当然ながら、調査活動をとりやめなければならない（同条第4項）。

なお、停止又は終了の要求に関する沿岸国の決定も、国連海洋法条約が定める拘束力を持つ強制的な紛争解決手続きから除外されている（同条約第297条第2項(a)(ii)）。

(30)　データ及び試料の提供については、科学的価値を害する場合は、利用する機会の提供で足りる。
(31)　栗林　前掲注(5), pp.189-190.

(2) その他の執行措置

国連海洋法条約は、海洋の科学的調査に関する沿岸国の利益保護手段として、前述した停止又は終了の要求しか規定していないため、沿岸国がこれを超えてどのような執行措置や罰則等を行えるのか議論がある。

国連海洋法条約における沿岸国の利益保護の規定をみると、排他的経済水域等における沿岸国の主権的権利のうち、とりわけ生物資源については、乗船、検査、拿捕及び司法上の手続きを行えることが明示されている(32)(同条約第73条第1項)。更に、拿捕された場合であっても、補償金の支払い等を行えば、船舶及び乗組員は速やかに釈放されるとし(同条第2項)、漁業関係の法令の違反については、身体刑を科すことはできないとする(同条第3項)。

海洋の科学的調査と同じく、排他的経済水域等において沿岸国が管轄権を有する海洋環境の保護及び保全については、法令等に違反し、かつ著しい損害が生じる明白かつ客観的な証拠がある場合には、執行管轄権を行使できるとし(同条約第220条第6項)、限定的に執行管轄権を認めている。金銭罰以外を科すことは禁じられており(同条約第230条第1項)、沿岸国が執行措置を講じた場合には、旗国に通報し、関係する公の報告書を提供しなければならないとする等の保障措置も定めている(同条約第231条)。

以上のことを踏まえ、海洋の科学的調査について、停止又は終了の要求を超えた執行措置が認められるとしても、国連海洋法条約を正確に反映した法令に基づき、かつ、国連海洋法条約やその法令の違反について十分な証拠があることが必要であるとされる(33)。拿捕を認める場合には、早期釈放制度等の保障措置も必要とされる(34)。罰則も、少なくとも身体刑は許されないと考えられる。

もっとも、調査活動が資源探査にあたる場合や、海洋環境の汚染を伴う場合には、前述のとおり、執行管轄権の行使が可能である。ただし、海洋の科学的調査と資源探査を外観上区別することは困難であるため、沿岸国の利益保護には課題が残る。これについて、法令により、同意を得ない又は同意した内容と異なる調査活動を行う場合には、反証のない限り、資源探査とみなして立入検査等の執行措置を講じられるようにすることも考えられるという意見もある(35)。

(3) 公船及び軍艦の取扱い

「国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用される」船舶(以下「公船」)及び軍艦は、公海においては、旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除されており(同条約第95条及び第96条)、これは排他的経済水域にも適用される(同条約第58条第2項)。

海洋の科学的調査は、公船により実施されることが多いため、国家主権の平等性と絶対性に基づくこの免除(「主権免除」)によって、ここまでで確認した沿岸国の管轄権がどこまで免除され得るかが問題となる。国家の管轄権は、一般に法令を制定する立法管轄権、行政機関がこ

(32) 沿岸国の主権的権利のうち、生物資源についてしか定めていないが、これは、非生物資源に関するものやその他の経済的活動について、執行管轄権を行使できないことを意味するものではないとされる。小田滋『注解国連海洋法条約 上巻』有斐閣, 1985, pp.233-234.
(33) 兼原敦子「日韓海洋科学調査問題への国際法に基づく日本の対応」『ジュリスト』1321, 2006.10.15, p.63.
(34) 同上
(35) 森川幸一「EEZ内での外国船舶による海洋調査活動への対応―国内法整備の現状と課題―」海上保安協会『平成22年度　海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第3号)』(海上保安体制調査研究委員会報告書)2011, pp.6-7. 〈http://www.jcga.or.jp/reports/pdf/3_2011.pdf〉

れを執行する執行管轄権、裁判所がこれを適用する裁判管轄権の3つに分類される(36)。国際法一般における主権免除では、裁判管轄権は通常免除の対象とされるため(37)、以下では立法管轄権と執行管轄権についてのみ確認する。

(i) 立法管轄権

排他的経済水域等における公船及び軍艦による海洋の科学的調査については、沿岸国の立法管轄権を認める解釈が多くなっており(38)、各国の国家実行（State Practice）もそのようになっている。これは、主に次の理由による。第一に、海洋環境の保護及び保全には、公船の免除を明示した規定があるが（同条約第236条）、海洋の科学的調査には規定がないこと、第二に、公船及び軍艦について、立法管轄権まで免除されているとすれば、海洋の科学的調査の多くが公船により実施されるため、国連海洋法条約の規定がほとんど無意味となることである。

したがって、公船及び軍艦も、排他的経済水域等で海洋の科学的調査を実施する場合には、国連海洋法条約に従い、沿岸国の同意を得なければならないことはもとより、沿岸国の法令を遵守する義務を負うとされる。

(ii) 執行管轄権

国連海洋法条約が、旗国以外のいずれの管轄権からも完全に免除することを定めることから、公船及び軍艦への執行管轄権の行使は、同条約が定める調査活動の停止及び終了の要求以外は認められず、これを超えた執行措置はできないと一般に解されている(39)。

なお、公船及び軍艦が、沿岸国の法令を遵守せず、例えば資源探査を実施している場合には、「非商業的役務にのみ使用される」という要件を欠くと認定し得るため、この免除を喪失する可能性もあるとされる(40)。免除を喪失した場合、沿岸国は通常の船舶と同じ執行措置を講じることができる。しかし、海洋の科学的調査と資源探査を外観上区別することは困難であることから、「非商業的役務にのみ使用され」ておらず、免除を喪失していると確認できる可能性も低いとされる(41)。また、前述のとおり、国連海洋法条約に違反する調査活動から生じた損害や、海洋環境汚染から生じた損害は、調査国が賠償責任を負うことから、これを追及することができる。このほか、国家による国際法違反（「国際違法行為」という）として、国家責任の追及や対抗措置により応ずることも考えられるとされる(42)。

Ⅱ　我が国の取組み状況

排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査に関する我が国の制度と、法制化を

(36)　寺谷広司「第1編第2章　国家管轄権・主権」酒井啓亘ほか　前掲注(27), pp.84-86.
(37)　同上, p.99.
(38)　兼原　前掲注(33), pp.64-65；森川　前掲注(35), p.5；三好正弘「排他的経済水域における調査活動」栗林忠男・杉原高嶺『日本における海洋法の主要課題』（現代海洋法の潮流　第3巻）有信堂高文社, 2010, pp.170-175；小寺彰「領海外沿岸海域における執行措置―接続水域・排他的経済水域・大陸棚における沿岸国権限とその根拠―」山本草二編『海上保安法制：海洋法と国内法の交錯』三省堂, 2009, pp.168-170.
(39)　三好　前掲注(38), pp.174-175；小寺　前掲注(38), pp.168-170；坂元　前掲注(4), p.20.
(40)　小寺彰「排他的経済水域における外国公船に対する措置―外国公船の享受する「免除」の本質をふまえて―」海上保安協会『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究』（海上保安体制調査研究委員会報告書）2008, p.105. 〈http://www.jcga.or.jp/reports/pdf/houkoku_2008.pdf〉　ただし、これは生物資源の探査及び開発等について指摘されたものである。
(41)　森川　前掲注(35), p.8.　また、手続き要件への違反及びその反証のないことを理由に、資源探査等とみなして立入検査等の執行措置を講じることも、国際的軋轢のおそれを高め、問題が多いとされる。
(42)　兼原　前掲注(33), p.65.　この対抗措置は、無制限に許されるものではなく、武力不行使、人権保護等に反しないことや均衡性等が守られなければならない。兼原敦子「第14章　国家責任法」浅田正彦編著『国際法』東信堂, 2011, pp.300-301.

中心にこれに関する議論を確認する。また必要に応じて、資源探査に関する制度等にも触れる。

1 規制及び手続きの現状

(1) 法令の整備

我が国は、1996（平成8）年に国連海洋法条約を批准した。批准に合わせて制定された排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚を設定するとともに、同領域内の海洋の科学的調査について、我が国の法令を適用することを定めている（同法第3条）。

しかし、具体的な法令の整備は行われておらず、「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて（平成8年7月20日関係省庁合意）」（以下「ガイドライン」）によって、国連海洋法条約に基づく事前申請制度が運営されている。

排他的経済水域等における資源探査については、法律により具体的な規制が行われており、執行措置や罰則も規定されている。前述のとおり、調査活動が海洋の科学的調査を装った資源探査と判断される場合には、これらの法令の適用もあり得る。

生物資源の探査については、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）により、農林水産大臣の許可又は承認を受けることが、外国人に義務付けられている(43)。許可又は承認を受けていない場合等には、停止命令のほか、船舶や漁獲物等を没収し、罰金を科すことができる。

非生物資源の探査については、以前は一切の規制がなかったものの、2011（平成23）年に鉱業法（昭和25年法律第289号）が改正され、一定の探査活動について、経済産業大臣の許可を受けることが義務付けられるようになった。対象とされる探査活動とは、鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査であって、地震探鉱法、電磁法、又は集中的サンプリング探査法を用いて、一定の区域を継続して使用するものである(44)。許可を受けていない場合等には、中止や原状回復の命令が行え、更に5年以下の懲役、200万円以下の罰金又はこれらを併科することができる。立入検査(45)や資料提出命令等の執行措置も規定されている。

このほか、軍事調査については、事前の同意を求めておらず、照会を行う場合はあるものの、退去要請等は行っていないとされる(46)。

水路測量について、水路業務法（昭和25年法律第102号）は、海上保安庁以外の者が、国又は地方公共団体が費用を負担する水路測量を実施する場合には、海上保安庁長官の許可を受けることが義務付けているが、罰則等は規定していない。国等による費用負担がないものや、外国によるものが想定されているかは明らかではないとされる(47)。学術目的で実施される測量は

(43) 水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査で、水産動植物の採捕を伴わない「探索」であっても、水産動植物の採捕又は養殖に付随する場合は、「漁業等付随行為」として「漁業」に含まれるとされ（同法第2条第1項、第2項及び第3項）、排他的経済水域及び大陸棚において外国が行うことは原則禁止され、許可制となっている（同法第5条第1項）。探索のうち、漁業等付随行為とされない「探査」のほか、試験研究のための水産動植物の採捕については承認制とされている（同法第8条及び第10条）。

(44) 鉱業法第100の2条第1項及び鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第44の2条第1項及び第2項。同条によれば、地震探査法とは、「人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいう」。電磁法とは、「電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう」。集中的サンプリング探査法とは、「底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法をいう」。底質とは、海洋の場合、海底の表層にある堆積物をいう。

(45) ただし、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」（同法第144条第4項）。

(46) 坂元　前掲注(4), p.22.

許可を要しないこと等から[48]、海洋の科学的調査は同法の対象外と解されている[49]。

（2）ガイドラインの内容

（i）手続きと同意基準

ガイドライン[50]は、国連海洋法条約に従い、排他的経済水域等における海洋の科学的調査を実施する調査国に、調査開始予定日の6か月前までに、外交ルートを通じ、調査計画書とともに同意を求める口上書を外務省に提出することを求めている。黙示の同意制度が明文化されているかは確認できないが、我が国が、黙示の同意制度を用いた例はなく[51]、申請受理後4か月以内に対応が取られているものと考えられる。

この調査計画書には、英語による独自の書式が指定されているが、前述の国連標準書式案に準拠したものであり、それ以上の項目は求められていない[52]。

外務省は、関係省庁との協議により同意の可否を決定する[53]。その基準は、国連海洋法条約に従い、当該調査が、国連海洋法条約により同意を与えることが義務付けられる、専ら平和的目的で、かつ人類全体の利益に寄与するものか否か、また同条約が定める裁量的同意拒絶事由に該当するか否かであるとされる[54]。このほか、日米安全保障条約に抵触しないことも、基準に挙げられているとされる[55]。

また、国連海洋法条約が定める裁量的同意拒絶事由に該当する場合であっても、同意を与え

（47）広部和也「海洋の科学的調査」海上保安協会『新海洋秩序と海上保安法制（第1号）』（「国連海洋法条約に関する国内体制の調査研究事業」事業報告書）1991, p.27.〈http://www.jcga.or.jp/reports/pdf/1_1991.pdf〉

（48）水路業務法第6条及び水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第3条第1号。同条によれば、学術目的の測量とは、「地球物理学、海洋学、地形学、地質学及び生物学の調査及び研究のために」行う水路測量をいう。

（49）広部　前掲注(47), pp.27-28.

（50）ガイドラインの本文は、公表及び公開されていない（筆者による外務省国際法局海洋室への問合せによる）。本稿の記述は、すべて脚注に挙げる資料に基づくものである。

（51）Elizabeth Tirpak, *Excel File-Analysis of response to IOC Questionnaire N°3 (IOC/ABE-LOS IX(Paris, 30 March - 3 April 2009)/7)*, Intergovernmental Oceanographic Commission, UNESCO（ウェブサイト）〈http://ioc-unesco.org/components/com_oe/oe.php?task=download&id=6363&version=1.0&lang=1&format=5〉　この各国の回答を分析した資料として、次がある。この調査は元々、国連総会決議（A/RES/56/12）及びユネスコ政府間海洋学委員会執行理事会決議（IOC/EC-XXXV/7）に基づき実施されたものである。Elizabeth Tirpak, *Practice of IOC Member States in the Fields of Marine Scientific Research and Transfer of Marine Technology –An update of the 2005 Analysis of Responses to ABE-LOS Questionnaire No. 3 (IOC/ABE-LOS IX(Paris, 30 March-3 April 2009)/7)*, 2008.3.19, Intergovernmental Oceanographic Commission, UNESCO（ウェブサイト）〈http://ioc-unesco.org/components/com_oe/oe.php?task=download&id=6360&version=1.0&lang=1&format=1〉　なお、IOC/ABE-LOS VIII(Paris, 21-25 Apr 2008)/8に同じ。

（52）The Ministry of Foreign Affairs of Japan, "Guidelines for conducting marine scientific research in areas under national jurisdiction, of 20 July 1996" *Law of the Sea Bulletins*, 33（1997), pp.38-44.〈http://www.un.org/Depts/los/doalos_publications/LOSBulletins/bulletinpdf/bulletinE33.pdf〉；The Ministry of Foreign Affairs of Japan, *The Guideline for conducting Marine Scientific Research in areas under national jurisdiction of Japan*, 2012.1.21, Institute of Oceanography, University of Hamburg（ウェブサイト）〈http://www.ifm.zmaw.de/fileadmin/files/leitstelle/meteor/Antragsformular/Antragsformular_Japan.doc〉　後者が公式のものであるか確認が取れないため、併記している。申請書式はほとんど同じであるが、後者は前述した鉱業法改正を反映し、鉱物資源の探査について、経済産業大臣の許可が必要とされるとの注意書きを添えている。

（53）中央省庁再編以前のものであるが、関係省庁とは、防衛庁防衛局防衛政策課、科学技術庁研究開発局海洋地球課、環境庁地球環境部企画課、水産庁研究部資源課、資源エネルギー庁長官官房総務課海洋開発室、運輸省運輸政策局環境・海洋課海洋室、建設省河川局防災・海洋課海洋室及び自治大臣官房企画室とされる。平松茂雄「中国の事前通報による東シナ海海洋調査活動」『東亜』412, 2001.10, p.24.

（54）森川　前掲注(35), pp.2-3.　ガイドラインを引用している資料は、他にもあるが、確認できた資料のうち、最も新しいものを挙げた。以下、すべて同様である。

（55）平松　前掲注(53), p.24.　同資料によれば、「当該調査海域の一部または全部が、日米安全保障条約等にもとづき、米国に提供された施設、区域に該当する場合には、必要に応じて調査海域の変更に応じることを条件とする」とされる。なお、同著者は、別の資料において、ガイドラインが自衛隊の活動との抵触には触れていないことを批判している（平松茂雄「日本の大陸棚を調べる中国海洋調査船の第一の標的」『正論』376, 2003.10, pp.278-280.）。ただし、既に述べたように、国連海洋法条約は安全保障を理由とする規制を原則認めていない。

ることができるが、ガイドラインは、この場合について、相互主義を条件とすることを定めている[56]。これは、調査国の排他的経済水域等において、我が国が同様の調査を実施する場合に同意が与えられることを条件として、当該申請に対して同意を与えるものである。

(ii) 利益保護の手段

ガイドラインは、海洋の科学的調査が、同意した内容のとおり実施されない場合等について、「必要に応じ、先方に事実関係を通報し、かかる事態が再発しないよう申し入れを行い、また、調査活動の中止を求める等国際法及び国内法の許容する範囲で必要な措置をとる」[57]とする。同意を得ずに実施される調査については、我が国の排他的経済水域等である旨を告げる警告の発出、中止及び退去の要請及び外交ルートを通じた抗議が行われているとされる[58]。

ガイドラインは法的拘束力を持たず、関係法令の整備もなされていないことから、いずれの場合も、立入検査や罰則等の執行措置は行えず、国連海洋法条約に基づき停止又は終了を要求できるのみとされる[59]。

なお、2012（平成24）年、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）が改正され、外国による海洋の科学的調査への対応を含む、領海や排他的経済水域等における犯罪に至らない事案への対応が、「海上における船舶の航行の秩序の維持」として海上保安庁の任務及び所掌事務に明確に位置付けられるに至った[60]（同法第2条第1項及び第5条第12号）。これは、例えば現場における調査活動の停止の要求など、行政指導等の事実行為[61]を行う場合に必要とされる組織法上の根拠となり得るかもしれない[62]。しかし、利益保護の手段として、現在の我が国の対応と大きく変わるものではないと考えられる。

また、同法第17条第1項に規定される、一般的な停船、立入検査及び質問等[63]の執行措置を講じることもあり得るとされる[64]。しかし、この規定は、個別法令に執行措置規定を持たないが、海上保安官による執行が予定されている海事関係法令についても、職務遂行できるように設けられたものと解されている[65]。したがって、我が国の措置が停止又は終了の要求に止まっているとおり、法的拘束力のないガイドラインの下では、これを超えた執行措置は困難と

(56) 森川　前掲注(35), pp.2-3.
(57) 同上
(58) 細野豪志委員の質問に対する石川裕己海上保安庁長官（政府参考人）の答弁による。第166回国会衆議院国土交通委員会議録第10号　平成19年4月3日　p.11；関口昌一委員の質問に対する石兼公博外務大臣官房参事官（政府参考人）の答弁による。第177回国会参議院経済産業委員会会議録第10号　平成23年7月14日　p.4.
(59) 坂元　前掲注(4), p.13；森川　前掲注(35), p.3；中野勝哉「外国船舶による我が国EEZにおける調査への対応について」海上保安協会　前掲注(12), p.64.
(60) 上野ひろし委員の質問に対する鈴木久泰海上保安庁長官（政府参考人）の答弁による。第180回国会参議院国土交通委員会会議録第11号　平成24年8月28日　p.14；衆議院調査局国土交通調査室『第180回国会　海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）参考資料』2012.5, pp.7-8.　従来は、我が国政府としての退去要求や中止要求を伝達するという「協力業務」として所掌事務上は位置付けられ、任務においては（法令の海上における励行、海難救助…）「これらに附帯する事務」とされていた（山﨑庸右「法令解説　海上保安官の執行権限の充実強化　遠方離島における犯罪対処、外国船舶への速やかな領海外への退去命令等が可能に」『時の法令』1919, 2012.12.15, p.7.）。なお、「法令の海上における励行」にいう法令には、法的拘束力を持たないガイドラインは当然のこと、条約も含まれないと解されている。
(61) ここでは、行政法学における（講学上の）「法律効果を有しない行政機関の活動」をいう。行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条第1項のいう「公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」ではない。
(62) 行政指導等の事実行為による対応を行うためには、少なくとも組織法上の根拠を必要とされる。中野　前掲注(59), p.64；橋本博之「外国船舶によるわが国の大陸棚・排他的経済水域の調査に対する措置―行政法学の観点からの検討」財団法人海上保安協会『新海洋法の展開と海上保安（第1号）』（平成8年度「海洋法条約秩序における新海上保安法制の体系化等調査研究」事業報告書）1997, p.98.〈http://www.jcga.or.jp/reports/pdf/1_1997.pdf〉
(63) 任意であり、必要性、緊急性、相当性を充たす限度で認められると解されている。田中利幸「海上執行措置法令の国内法体系における地位」山本編　前掲注(38), pp.81-84.
(64) 中野　前掲注(59), p.64.
(65) 田中　前掲注(63), pp.81-84.

されよう。

（3）事前同意制度の運用状況

事前同意制度の運用状況は、公表及び公開されていないが(66)、これに違反した事例の数は、明らかになっている。これについて末尾の表にまとめた。

表から分かるように、違反事例の大半は中国によるもので、近年は台湾によるものも増加しつつある。中国との間では、東シナ海において相互事前通報制度が運用されているため、次で確認する。

2　周辺国との関係

（1）日中相互事前通報制度

表から分かるように、1990年代後半から中国による事前同意制度への違反事例が急増したことから、2001（平成13）年、「海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書」が日中間で交換されるに至った(67)。これによって、東シナ海において、中国が「日本側が関心を有する水域である日本国の近海（領海を除く）」(68)で、また日本が中国の近海（領海を除く）で(69)、それぞれ海洋の科学的調査を実施する場合に、調査開始予定日の2か月前までに相手国に事前通報を行う制度（以下「相互事前通報制度」）が運用されることとなった。

国連海洋法条約は、海洋の科学的調査とその国際協力を促進するため、有利な条件を定めた二国間又は多国間での協定の締結を促し（同条約第243条）、また、境界未画定の排他的経済水域等について、最終的な境界画定の合意までの暫定的な取極を締結するよう努力義務を課している（同条約第74条第3項及び第83条第3項）。この相互事前通報制度は、これらに該当するものといえる。

相互事前通報制度では、事前通報の期限が、国連海洋法条約の定める6か月から2か月に緩和され、通報事項も、ガイドラインによる事前同意制度よりも簡略化され、形式的な通報で足りるとされる(70)。相互信頼を原則とするため、利益保護の手段に関する取極もなされてない。

相互事前通報制度の運用開始後、東シナ海における中国の違反事例は減少した。しかし、依然として中国による違反行為が報告されていることから、主に次の問題が指摘されている。

まず、日中間で排他的経済水域等が境界未画定であることにも起因するが、口上書の文言上も、運用上も対象海域が明確でないことである(71)。我が国は日中中間線を基準としているが(72)、中間線より日本側の海域における我が国の調査活動に対し中国公船から中止要求がなされた例

(66) 国会の委員会質疑等で断片的に明らかになることはあるが、毎年の申請数や同意拒絶事例数等は公表及び公開されていない。
(67) 外務省「海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書の交換について」（平成13年2月13日）〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/13/pdfs/rls_0213d.pdf〉 口上書自体は、公表及び公開されていない（筆者による外務省アジア太平洋州局中国・モンゴル第一課への問合せによる）。本稿の記述は、すべて脚注に挙げる資料に基づくものである。
(68) 森川　前掲注(35), p.9.
(69) 三好　前掲注(38), p.178.
(70) 同上, p.178.
(71) 同上, pp.178-179；平松　前掲注(53), pp.16-18.
(72) 森川　前掲注(35), p.9；排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項及び第2条第1号　なお、中間線の設定は、国連海洋法条約が定める排他的経済水域等の境界画定に関する努力義務に反するものではなく、各国の実行（State Practice）から「境界画定の出発点として機能し得る」とされ、妥当なものであるとされる。坂元茂樹「第3章　海洋境界画定と領土紛争」村瀬信也・江藤淳一編著『海洋境界画定の国際法』東信堂, 2008, pp.51-55.

もあることから[73]、日中間の解釈は異なっているとされる[74]。特に尖閣諸島について、中国は自国領土であるとして、相互事前通報制度の対象外であるとの見解を示している[75]。

また、海洋の科学的調査への参加又は代表者の派遣等の取極がなく、通報どおり調査活動が実施されているか等を確認する手段がないことである[76]。先述の調査国の義務及び沿岸国の権利に関する取極もない。このため、現在は海上保安庁の「船舶又は航空機から外観上観察して、無線で問い合わせて」[77]、通報された内容と一致しているか確認している。なお、執行措置については、一般に、事前に協議を行うことが望ましいとされるものの、現実に合意が成立する可能性は低いとされる[78]。

(2) 韓国との関係

韓国とも相互事前通報の枠組みを締結すべきという意見があり、我が国は、境界画定交渉と同時に、境界未画定の排他的経済水域における海洋の科学的調査について、相互事前通報制度を提案しているが、竹島問題を懸念した韓国側の拒否により、これまで取極に至っていない[79]。

3 これまでの検討状況

法的拘束力のないガイドラインでは執行措置等を講じられず、利益保護に課題があることや、次章で確認するように、中国、韓国及びロシア等の周辺国が法令の整備を行っていることから、前章で確認した国連海洋法条約の解釈及び適用に関する問題等に注意しつつ、我が国も海洋の科学的調査に関する法令の整備を検討するべきとの意見もある[80]。特に代表者等の同乗により、実際に調査活動を確認することが運用面で効果的であるとされる[81]。なお、法制化を行っても、境界未画定の排他的経済水域等に現実に適用できるかは課題とされ、「執行管轄権の行使については物理的な強制措置を伴うものである以上、いっそう慎重な配慮が必要である」[82]とされる。特に東シナ海における中国への適用については、相互事前通報制度が運用されていることから、別途協議と合意が必要とされよう。以下、法制化をめぐる議論を中心にこれまでの検討状況を確認する。

---

(73) 例えば、2012年（平成24年）2月、東シナ海の我が国の排他的経済水域において、海上保安庁の測量船が海洋調査を実施していたところ、中国公船から中止要求を受ける事案が発生している。なお、調査は継続され、当初の予定どおり実施された。海上保安庁編『海上保安レポート　2012年度版』2012, p.7.
(74) 森川　前掲注(35), p.9.
(75) “Foreign Ministry Spokeswoman Jiang Yu’s Regular Press Conference on 8 February 2007”, Ministry of Foreign Affairs of the People’s Republic of China（ウェブサイト）〈http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/t296526.htm〉
(76) 三好　前掲注(38), pp.178-179.
(77) 土田龍司委員の質問に対する藤野克彦海上保安庁長官（政府参考人）の答弁による。第151回国会衆議院外務委員会議録第15号　平成13年6月20日　p.13.
(78) 兼原　前掲注(33), p.64.
(79) 同上；外務省『外交青書2012』2012, p.42.〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2012/pdf/pdfs/2_1.pdf〉なお、2006（平成18）年、日韓共同で放射能調査を実施することが合意された（同年10月に実施）。これは、竹島周辺海域を含んでおり、両国の船舶で実施され、調査員の相乗りとデータの交換がなされた。「事務次官会見記録（平成18年9月）　事務次官会見記録（9月11日付）　海洋の科学的調査に関する日韓間の協議」外務省（ウェブサイト）〈http://www.mofa.go.jp/mofAJ/press/kaiken/jikan/j_0609.html#2-A〉
(80) 坂元　前掲注(4), p.13；森川　前掲注(35), pp.2-3.
(81) 西村弓「海洋調査に対する沿岸国管轄権」海上保安協会　前掲注(40), p.92.
(82) 山本草二「境界未画定海域における法執行措置の背景と限界」海上保安協会　前掲注(40), p.115.

（1）議員立法の動き

民主党は、政権交代前の2005（平成17）年に、「排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（第163回国会衆法第16号）」を国会に提出している[83]。以下、同法律案の内容を確認する。

同法律案は、排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査を、文部科学大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣を主務大臣とする許可制とし[84]（同法律案第5条及び第18条）、許可した内容と異なる調査活動を行っている場合等には、停止命令や許可の取消しを行うほか（同法律案第10条第1項及び第2項）、場合により1,000万円以下の罰金も科すことができるとした（同法律案第22条）。この申請は、調査開始予定日の6か月前までに、主務大臣に行わなければならず（同法律案第7条）、主務大臣は、外国が自ら又は他の者に委託して海洋の科学的調査を実施する場合には、申請受理後4か月以内に許可の可否等を通知するとした（同法律案第12条）。この規定は、国連海洋法条約の定める黙示の同意制度を考慮したものであろう。

外国が自ら又は他の者に委託して実施する海洋の科学的調査については、国連海洋法条約に従って、許可の可否を決定することが明文化されていたが、これに加えて「許可が適当でないと認められる特別の事情があるとき」には、許可を与えないことができるとした（同法律案第11条）。この特別の事情として、具体的に何が想定されていたかまでは明らかでない。

これ以外の具体的な手続き等は政省令で定めるとし（同法律案第15条及び第20条）、執行措置についても、国に必要な体制の整備を行うよう努力義務を課すに止まっており（同法律案第17条）、具体的規定を設けていなかった。

同法律案は、実質的な審議はなされぬまま、第166回国会まで継続審議とされた。そして、当時与党であった自由民主党、公明党のほか、民主党も参加した超党派の議員立法による海洋基本法（平成19年法律第33号）の制定に合わせて、2007（平成19）年4月に撤回された[85]。

海洋基本法は、排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査に対し、何ら規制を設けておらず、同法律案と重複するものではなかった。しかし、海洋の科学的調査及び資源探査に関する新たな立法措置については、極度に政治的な判断を必要とする問題であるため、我が国の国益、国連海洋法条約の趣旨などを十分に考慮して、その適否を慎重に検討すべきであるとする政府の見解に[86]、民主党も一定の理解を示し、同法律案を撤回したものとされる[87]。

（2）総合海洋政策本部における検討

海洋基本法制定により、2007（平成19）年7月、総合海洋政策本部が内閣に置かれた。法制整備の方針を審議するため、総合海洋政策本部の下に設置された法制チームは、2008（平成20）

(83)　『排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（第163回衆第16号）』衆議院（ウェブサイト）〈http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g16301016.htm〉;『第163回国会衆議院公報』p.287.

(84)　外務大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長との協議を行わねばならないとされた（同法律案第19条）。

(85)　「議案審議経過情報（第166回国会）（排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（第163回国会衆法第16号））」衆議院（ウェブサイト）〈http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DA0F22.htm〉

(86)　細野豪志委員の質問に対する冬柴鉄三国土交通大臣の次の答弁による。「国家として極度に政治的な判断を必要とする問題でありまして、新たな立法措置につきましては、我が国の国益、国連海洋法条約の趣旨などを十分に考慮して、その適否を慎重に検討すべきであるというふうに思います。この民主党から提出されている排他的経済水域権利行使法案、その趣旨はよくわかりますけれども、そういうものについて、これがどういう影響を与えるか、これは国家的な見地からいろいろな配慮が必要だと思いますから、慎重に配慮をしながら検討しなければならない問題であるというふうに思います。」（第166回国会衆議院国土交通員会議録第10号　平成19年4月3日　p.12.）

(87)　森川　前掲注(35), p.5.

年2月、海洋の科学的調査及び資源探査に関する規制について、法制化をも視野に検討することを了承した(88)。法制化も含む規制を行う場合には、先述の政府の見解と同様に、境界未画定の海域等への影響や、外交交渉の柔軟性の確保も考慮すべきことが確認されていた。

そして、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（いわゆる「低潮線保全法」。平成22年法律第41号）に基づき、2010（平成22）年7月に策定された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(89)でも、法制化を含む制度整備を検討することが確認された。

2010（平成22）年12月から経済産業省が鉱業法の改正作業を進め、前述のとおり非生物資源の探査に関する規制が導入された。この鉱業法改正に合わせ、2011（平成23）年3月、総合海洋政策本部は、海洋の科学的調査について、「事前申請制度を適切に運用しつつ、引き続き、現行ガイドラインの見直しをはじめ、制度上の整備について関係府省が連携して検討を行う」(90)ことを確認している。文言上、法制化が含まれていないため、法制化は見送られたものとも解されよう。

以上のように、これまで海洋の科学的調査に関する制度上の整備の検討は続けられているが、現在まで具体的に検討結果が示されたことはない(91)。

Ⅲ　諸外国の制度

排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査について、米国、カナダ、英国、フランス、ノルウェー、ロシア、中国、韓国、台湾がどのような法制度をとっているのかを述べる。なお、米国や英国以外の国については特段言及していないが、いずれの国においても、漁業や資源探査等に関する個別法に抵触する場合には、当該個別法の規制に服し、別途許可等が必要とされる(92)。

1　米国

米国は、国連海洋法条約を批准していないが、1983年の大統領声明(93)により、同条約と同様に領海を除く基線から200海里までを排他的経済水域に設定している(94)。

しかし、海洋の科学的調査に関する管轄権については主張していない(95)。すなわち米国は、

(88)　総合海洋政策本部法制チーム『当面の課題の今後の進め方（案）』（総合海洋政策本部法制チーム第1回会合（平成20年2月8日）配布資料2）〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/housei/dai1/pdf/siryou2.pdf〉（同会合において、了承された。）

(89)　『排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画』（平成22年7月13日閣議決定）（平成23年5月27日一部変更）〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/teichousen/keikaku.pdf〉

(90)　『排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の対応方針（案）』（総合海洋政策本部第7回会合配布資料（平成23年3月11日））〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai7/siryou.pdf〉（同会合において、案のとおり決定された。）

(91)　既にガイドラインが改訂されている可能性もあるが、ガイドラインは公表及び公開されていないため、確認できない。

(92)　このほか、執行措置について、海上警察等に関する法令等まで確認するのが適当であるが、本稿では、海洋の科学的調査に関する法令等から明らかであるものを扱っている。また、外国による海洋の科学的調査や外国人等の定義を行うものもあるが、本稿では特に言及しない。

(93)　*Proclamation 5030 of March 10, 1983. Exclusive Economic Zone of the United States. (48 Federal Register 10605 (March 14, 1983))*, National Oceanic and Atmospheric Administration（ウェブサイト）〈http://www.gc.noaa.gov/documents/031483-proc_5030_48fr10605.pdf〉

排他的経済水域における海洋の科学的調査を原則自由としており、事前同意を義務付けていない。なお、他国による同管轄権については、国際法に合致して適切に行使される場合には、これを承認するとの立場をとっており、国務省が他国の同意を得るときの窓口となっている(96)。

ただし、同意又は許可が必要とされる例外も幾つかある。

米国は、大陸棚に関する実地調査について沿岸国の同意を義務付けた大陸棚条約(97)は批准しているため、連邦大陸棚領域法（Outer Continental Shelf Lands Act）(98)及び連邦規則(99)により、大陸棚に関する科学的調査のうち、石油及び天然ガス等に関するものについて、許可制又は届出制としている(100)。

このほか、当該調査の実施予定海域が国立海洋保護区（National Marine Sanctuary）、海洋国家遺産（Marine National Monument）その他の海洋保護区（Marine Protected Area: MPA）に指定されている場合、当該調査が海洋哺乳類又は絶滅危惧種に関するものである場合、海洋投棄に関するものである場合、商業規模に及ぶ資源採取を伴う場合等には、個別法によって、関係行政機関への事前申請及び許可が必要とされる(101)。

2　カナダ

カナダは、2003年に国連海洋法条約を批准した。海洋法（Ocean Act）(102)は、排他的経済水域における海洋の科学的調査について、カナダが管轄権を有することを定めている（第14条(b)(ii)）。そして、外国政府が実施又は委託する海洋の科学的調査については、外務大臣により同意が与えられる旨を沿岸貿易法（Coasting Trade Act）(103)が定めている(104)（第3条(2)(c)）。

(94)　1985年のリビア・マルタ大陸棚事件に対する国際司法裁判所判決により、排他的経済水域が、既に国際慣習化したことが確認されていることから、国連海洋法条約を批准していなくても、排他的経済水域を設定することに意味はある。なお、米国では国連海洋法条約の批准に向けた動きが活発化している。小谷哲男「国連海洋法条約への加盟目指すオバマ政権の狙い　日本は中国の「法律戦」に加担するな」2012.6.15, WEDGE Infinity（ウェブサイト）〈http://wedge.ismedia.jp/articles/-/1989〉

(95)　*President Ronald Reagan, Statement on United States Ocean Policy, 19 Weekly Comp. Pres. Doc. 383 (March 10, 1983)*, National Oceanic and Atmospheric Administration（ウェブサイト）〈http://www.gc.noaa.gov/documents/031083-reagan_ocean_policy.pdf〉　ただし、排他的経済水域内で実施される海洋の科学的調査に参加する権利は留保している。“Marine Scientific Research Authorizations,” U.S. Department of State（ウェブサイト）〈http://www.state.gov/e/oes/ocns/opa/rvc/index.htm〉

(96)　“Marine Scientific Research Authorizations,” *op.cit.*(95)　なお、調査申請追跡システム（Research Application Tracking System: RATS）という、オンライン上のデータ管理システムにより、申請のほか、沿岸国の同意の有無、調査結果等が管理されており、検索や閲覧も可能である。“Research Application Tracking System(RATS),” U.S. Department of State（ウェブサイト）〈http://www.state.gov/e/oes/ocns/opa/rvc/rats/index.htm〉

(97)　正式名称は「大陸棚に関する条約（Convention on the Continental Shelf）」であり、1964年に発効した。

(98)　Outer Continental Shelf Lands Act(43 United States Code(USC) Chapter 29, Subchapter III (2011)), US Government Printing Office（ウェブサイト）〈http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title43/pdf/USCODE-2011-title43-chap29.pdf〉

(99)　30 Code of Federal Regulation(CFR) §551.4 (2012), US Government Printing Office（ウェブサイト）〈http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2012-title30-vol2/pdf/CFR-2012-title30-vol2-chapV.pdf〉

(100)　許可制とされるのは、①爆発物を用いる場合、②深層を掘削する場合、③財産的使用・売却を目的としてデータや情報を得る場合である。*Ibid.*；『資源探査規制について』（経済産業省総合資源エネルギー調査会鉱業分科会・石油分科会合同法制ワーキンググループ（第2回）（平成23年1月14日）配付資料2）2011.1.14, p.6.〈http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kougyou/bunkakai_goudou_housei_wg/002_02_00.pdf〉

(101)　“Marine Scientific Research Authorizations,” *op.cit.*(95)

(102)　Ocean Act(S.C. 1996, c. 31)（Act current to 2012-12-10 and last amended on 2005-10-05), Department of Justice（Justice Laws Website）（ウェブサイト）〈http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/O-2.4.pdf〉

(103)　Coasting Trade Act(S.C. 1992, c. 31)（Act current to 2012-12-10 and last amended on 2012-06-29), Department of Justice(Justice Laws Website)（ウェブサイト）〈http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/C-33.3.pdf〉

(104)　海洋の科学的調査について、外務大臣の同意を得た外国海洋調査船は、通常、沿岸貿易に携わる外国船等に義務付けられる運輸省ライセンスの取得が免除される（沿岸貿易法第3条(1)及び(2)(c)）。“Country-Specific Guidance on Supporting Documentation,” U.S. Department of State（ウェブサイト）〈http://www.state.gov/e/oes/ocns/opa/rvc/country/index.htm〉

海洋法は、漁業海洋大臣が、排他的経済水域における外国による海洋の科学的調査に関する指針を策定できることを定めるが（第44条(b)）、現在のところ、この指針は策定されていない。なお、漁業海洋大臣は、同意付与の条件として、外国調査船に調査結果の提出を義務付けることを外務大臣に要請できる（海洋法第44条(a)）。

行政上の措置としては、外国政府が出資する調査の場合、調査開始予定日の45日前までに外務国際貿易省（Foreign Affairs and International Trade Canada：FAITC：DFAIT）に申請を行わなければならず(105)、申請書式として先述の国連標準書式案が指定されている。なお、少なくとも米国との間では、迅速かつ柔軟な対応がなされているとされる(106)。外国政府が出資していない場合には、調査開始予定日の20営業日前までに、国境サービス庁（Canada Border Services Agency：CBSA）に所定の事項を報告せねばならない(107)。同意基準や執行措置等は、明らかではないが、ほとんどすべての申請に同意が付与されており、停止又は終了が要求された例もない(108)。

3　英国

英国は、1997年に国連海洋法条約を批准した。海洋・沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act）(109)により、排他的経済水域について、国連海洋法条約の権利を行使することを定めているが（第41条）、海洋の科学的調査に関する管轄権等は具体的に列挙されていない。海洋の科学的調査に関する法令も定められていない。これは、海洋の科学的調査について、国連海洋法条約は国内法の整備までを要求していないという解釈に基づくものとされる(110)。

このため、大陸棚における資源探査及び開発に関する規制や、漁業に関する規制に該当する場合には、個別法に基づき別途申請が義務付けられるが、海洋の科学的調査自体については、行政上の措置により、国連海洋法条約に基づく事前同意制度が運用されている(111)。

この行政上の措置では、調査開始予定日の3か月前までに申請を行わねばならず、前述の国連標準書式案に準拠した英語の独自書式が指定されている。同意基準は明示されていないが、ほとんどすべての申請に同意が付与されており(112)、海洋の科学的調査の自由を尊重すべく、柔軟な対応がなされている。権利義務については、監査官を当該調査船に必ず同乗させ、当該調査終了後12か月以内に外務省に航行報告書を提出せねばならないとし(113)、国連海洋法条約より厳しい規制であるとの指摘もあるとされる(114)。

---

(105) Canada Border Services Agency（CBSA）, *Memorandum D2-1-2.（Ottawa, August 31, 2011）* 〈http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d2/d2-1-2-eng.pdf〉

(106) Montserrat Gorina-Ysern, *Marine Scientific Research*, Ardsley, New York: Transnational Publishers, 2003, p.158.

(107) Canada Border Services Agency（CBSA）, *op.cit.*（105）

(108) 1998年から2002年までの5年間において、申請に対する同意付与の割合は98%である。Tirpak, *op.cit.*（51）

(109) Marine and Coastal Access Act 2009（c.23）, legislation.uk.gov（ウェブサイト） 〈http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/23/data.pdf〉 解釈にあたり次を参考とした。*MARINE AND COASTAL ACT 2009 –EXPLANATORY NOTES*, legislation.uk.gov（ウェブサイト） 〈http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/23/notes/division/2/6/data.pdf〉

(110) 田中利幸「第二章　イギリス（連合王国）の国内法制」日本国際問題研究所『排他的経済水域・大陸棚における海洋調査に関する各国国内法制等対応振りに関する調査』（平成10年外務省委託研究報告書）1999.1, p.23.

(111) "COMMUNICATION FROM THE PERMANENT MISSION OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND TO THE UNITED NATIONS DATED 20 MAY 1988," *The Law of the Sea: National Legislation, Regulation and Supplementary Documents on Marine Scientific Research in Areas Under National Jurisdiction*, New York: United Nations, 1989, pp.270-274.

(112) 1998年から2002年までの5年間において、同意が拒絶された例は2件のみである。Tirpak, *op.cit.*（51）

(113) *op.cit.*（111）

日本と同様に、行政上の措置によるため、執行措置や罰則等は想定されていないが、監査官を必ず同乗させるため、違反行為等が生じることは少ないとされ(115)、停止又は終了を要求した例もない(116)。

4　フランス

フランスは、1996年に国連海洋法条約を批准した。研究法典（Code de la recherche）(117)において、領海、排他的経済水域、大陸棚及び生態系保護区における、あらゆる性質の海洋の科学的調査について、フランスが管轄権を有するとし、事前に許可を得なければならないと定めている（同法典第251-1条）。「あらゆる性質」とは、軍事調査をも考慮した表現であるとの見解が示されている(118)。なお、「大陸棚の物理的・生物学的特徴に関する純粋に科学的な調査」(119)については、大陸棚法の適用を定めるデクレ（Décret n°71-360）(120)により、科学研究（recherche scientifique）を所管する大臣が、外務大臣等の関係大臣の意見を得て、許可等の決定を行う（第15条）。

この規定は、海洋の科学的調査を規制するデクレ(121)の法的基礎を与えるために制定されたが、現在まで具体的な規制及び手続きを定めるデクレは定められていない。このため、国連海洋法条約等の国際法に照らして、個別的に判断を行っているとされる(122)。

行政上の措置として、外交ルートを通じて調査開始予定日の4か月以上前に申請を行うことを要求している(123)。同意基準及び運用状況は明らかではないが、デクレ制定に向けた議論においては、安全保障を同意拒絶事由とすることが提案されたこともある(124)。執行措置も明らかではないが、停止又は終了を要求した例がある(125)。

(114)　田中　前掲注(110), p.28.
(115)　同上, p.29.
(116)　Tirpak, *op.cit.*(51)
(117)　Code de la recherche Art. L251-1（研究法典第251-1条）, Legifrance（ウェブサイト）〈http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006524205&cidTexte=LEGITEXT000006071190〉　英訳として次を参照した。ただし、現行法のものではない。"ACT No.86-826 OF 11 JULY 1986 CONCERNING MARINE SCIENTIFIC RESEARCH AMENDING ACT No.76-655 OF 16 JULY 1976 CONCERNING THE ECONOMIC ZONE OFF THE COAST OF THE TERRITORY OF THE REPUBLIC," United Nations, *op.cit.*(111), p.106.
(118)　長岡憲二「排他的経済水域におけるMilitary Surveyに関する一考察：国連海洋法条約第一三部における海洋の科学的調査との相違をめぐって」『關西大學法學論集』55(3), 2005.9, pp.675-676.〈http://ci.nii.ac.jp/els/110006161041.pdf?id=ART0008128563&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1358310436&cp=〉
(119)　西村弓「第三章　フランスの国内法制」日本国際問題研究所　前掲注(110), p.33.
(120)　Décret n°71-360 du 6 mai 1971 portant application de la loi n°68-1181 du 30 décembre 1968 relative à l'exploration du plateau continental et à l'exploitation de ses ressources naturelles Art. 15（大陸棚法適用を定めるデクレ第15条）, Legifrance（ウェブサイト）〈http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000331632〉　英訳として次を参照した。"DECREE No.71-360 OF 6 MAY 1971 IMPLEMENTING ACT No.68-1181 OF 30 DECEMBER 1968 CONCERNING THE EXPLORATION OF THE CONTINETAL SHELF AND THE EXPLOITATION OF ITS NATURAL RESOURCES," United Nations, *op.cit.*(111), p.105.　これは、米国と同様、大陸棚条約の規定について国内法の整備を行ったものといえる。
(121)　デクレとは、大統領又は首相の署名により効力が発生する、法規性を有する命令であり、概ね我が国の政令にあたる。
(122)　西村　前掲注(119), p.40.
(123)　Gorina-Ysern, *op.cit.*(106), p.142.
(124)　事前許可の義務付けは外国に限定されていないが、この背景にはとりわけ国防システムに関する機密を保護する必要性があったとされる。西村　前掲注(119), p.41.
(125)　Tirpak, *op.cit.*(51)

5 ノルウェー

ノルウェーは、1996年に国連海洋法条約を批准した。［排他的］経済水域に関する法律（Lov om Norges økonomiske sone）(126)は、領海を除く基線から200海里までを排他的経済水域とし（第1条）、海洋の科学的調査について、国際法に従い規則を定めることができることを定めている（第7条(b)）。これに基づき、内水、領海、［排他的］経済水域及び大陸棚における外国による海洋の科学的調査に関する規則（Forskrift om utenlandsk vitenskapelig havforskning i Norges indre farvann, sjøterritorium, økonomiske sone og på kontinentalsokkelen）(127)が定められている。以下、同規則を中心に述べる。

排他的経済水域及び大陸棚等における外国による海洋の科学的調査は、漁業庁の同意なしに実施できない(128)（第6条）。ただし、軍艦は同規則の適用から全面的に除外されている（第5条）。

国連海洋法条約と同じく調査開始予定日の6か月前までに、漁業庁に申請を行わねばならない(129)（第8条）。漁業庁は、通常申請受理後2か月以内に返答を行うとされ（同条）、黙示の同意制度も明文化されている(130)（第10条）。申請書式には、英語の独自書式が指定されているが（第9条）、前述の国連標準書式案に準拠したものである(131)。

同意基準として、国連海洋法条約が定める沿岸国の権利及び調査国の義務のうち、調査への参加又は代表者の派遣、調査結果等の提供、データ及び試料の利用並びに提供、評価及び解釈への援助が確保されることが挙げられている（第11条）。このほか、漁業庁が調査船に対し、毎日の位置情報の報告や衛星追跡装置の備付けを要請できるとする独自の規定を設けている（第16条）。他方で、国連海洋法条約が定める裁量的同意拒絶事由は明文化されていない。なお、毎年数件程の同意拒絶がみられるが、ほとんどすべての申請に同意が付与されている(132)。

執行措置等では、停止又は終了を要求する権利が明文化され（第21条及び第22条）、これに加えて、沿岸警備隊（Kystvakten）による立入検査を規定している（第15条）。この立入検査は任意ではなく、研究者及び研究機関は、要請に従う義務を負う（同条）。更に、調査船及び施設が排他的経済水域及び大陸棚における主権的権利に抵触する活動に使用されている場合には、強制措置を講じることができることが確認されている（同条）。ただし、これまで停止又は終了を要求した例はない(133)。

---

(126) Lov om Norges økonomiske sone［økonomiske soneloven］（LOV-1976-12-17-91）（［排他的］経済水域に関する法律）, Lovdata（ウェブサイト）〈http://www.lovdata.no/all/tl-19761217-091-0.html〉 英訳として次を参照した。なお、現行法のものではないが、同法第7条は現在まで改正されていない。ACT OF 17 DECEMBER 1976 RELATING TO THE ECONOMIC ZONE OF NRWAY, FAOLEX（ウェブサイト）〈http://faolex.fao.org/docs/pdf/nor2033E.pdf〉［排他的］は、筆者によるものである。

(127) Forskrift om utenlandsk vitenskapelig havforskning i Norges indre farvann, sjøterritorium, økonomiske sone og på kontinentalsokkelen（FOR-2001-03-30-360）（内水、領海、［排他的］経済水域及び大陸棚における外国による海洋の科学的調査に関する規則）, Lovdata（ウェブサイト）〈http://www.lovdata.no/for/sf/ud/ud-20010330-0360.html〉 英訳として次を参照した。Regulations Relating to Foreign Marine Scientific Research in Norway's Internal Waters, Territorial Seaand Economic Zone and on the Continental Shelf, Directorate of Fisheries（ウェブサイト）〈http://www.fiskeridir.no/english/content/download/2989/20001/version/1/file/regulations.pdf〉

(128) ただし、特別の理由が示された場合には、漁業庁は同意申請を免除することができる（第6条）。

(129) 漁業庁は、6か月前の期限を緩和することもできる（第6条）。なお、当該申請は、他の法令に基づく申請義務を免除するものではない（第7条）。

(130) これまでに黙示の同意が用いられた例もある。Tirpak, *op.cit.*(51)

(131) *NOTIFICATION OF PROPOSED RESEARCH CRUISE*, Directorate of Fisheries（ウェブサイト）〈http://www.fiskeridir.no/english/content/download/2990/20004/version/1/file/application.pdf〉

(132) 後述するが、漁業庁のウェブサイトにおいて、2001年から現在までの申請及び同意の運用状況が一覧できる。例えば、2012年の運用状況については次を参照。"Cruises 2012," Directorate of Fisheries（ウェブサイト）〈http://www.fiskeridir.no/english/fisheries/marine-scientific-research/cruises-2012〉

海洋の科学的調査に関するノルウェーの取組みは、以上のような規制だけではなく、漁業庁のウェブサイトでは、各申請の概要や同意日等の事前申請制度の運用状況のほか、提供された調査結果がすべて公開されており、海洋の科学的調査の促進に努めていることが窺える。

6　ロシア

ロシアは、1997年に国連海洋法条約を批准した[134]。排他的経済水域に関する連邦法（Об исключительной экономической зоне Российской Федерации）[135]と大陸棚に関する連邦法（О континентальном шельфе Российской Федерации）[136]は、排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査について、ロシアが管轄権を有することを定めている（両法とも第5条）。大陸棚に関する連邦法が定める規制及び手続きの詳細は、排他的経済水域にも準用されている（排他的経済水域に関する連邦法第26.1条(4)）。以下、大陸棚に関する連邦法の規定を中心に述べる。

排他的経済水域及び大陸棚における外国による海洋の科学的調査は、調査開始予定日の6か月前までに、外交ルートにより、教育科学省に申請を行わなければならない[137]（第23条）。この6か月前を期限とする手続き要件は、極めて厳格な運用がなされている[138]。教育科学省は、申請受理後4か月以内に、同意の拒絶、不備の指摘又は追加情報の請求を、外交ルートにより行わなければならないとされ（第24条）、黙示の同意制度を考慮した規定となっている。申請書式には、前述の国連標準書式案に準拠した独自の書式が指定されており[139]、母語等の任意の言語とロシア語の両方で作成する必要がある（第23条）。

---

(133)　Tirpak, *op.cit.*(51)

(134)　ロシアの記述にあたっては、脚注に挙げた資料のほか、次の資料を参照した。"RULES FOR THE SUBMISSION OF REQUESTS FOR MARINE SCIENTIFIC RESEARCH IN THE EXCLUSIVE ECONOMIC ZONE OF THE RUSSIAN FEDERATION AND FOR DECISION MAKING THEREON," 2001.4.4, Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation（ウェブサイト）〈http://www.ln.mid.ru/bl.nsf/5d5fc0348b8b2d26c3256def0051fa20/4c31be23a7eb57a143256a26003982ef?OpenDocument〉; Alexander S. Studenetsky, "Marine Scientific Research in Waters under the Jurisdiction of the Russian Federation," *Arctic Science, International Law and Climate Change : legal aspects of marine science in the Arctic Ocean*, Berlin: Springer, 2012, pp.101-104.　後者の筆者は教育科学省の職員であった。

(135)　Об исключительной экономической зоне Российской Федерации（Федеральный закон от 17 декабря 1998 г.N 191-ФЗ）（排他的経済水域に関する連邦法）, ГАРАНТ（ウェブサイト）〈http://base.garant.ru/179872/〉　なお、英訳として次を参考にした。ただし、現行法のものではない。"Federal Act on the exclusive economic zone of the Russian Federation," *Law of the Sea Bulletins.*, 47, 2001, pp.37-63. 〈http://www.un.org/Depts/los/doalos_publications/LOSBulletins/bulletinpdf/bulletinE47.pdf〉

(136)　О континентальном шельфе Российской Федерации（Федеральный закон от 30 ноября 1995 г. N 187-ФЗ）（大陸棚に関する連邦法）, ГАРАНТ（ウェブサイト）〈http://base.garant.ru/10108686/〉　英訳として次を参照した。ただし、現行法のものではない。William. E. Butler, "FEDERAL LAW ON THE CONTINENTAL SHELF OF THE RUSSIAN FEDERATION," *Russia & the republics legal materials*, 2009.

(137)　同法では、科学技術政策を所管する連邦機関とされるが、次の政府決定により、海洋の科学的調査の許可は、教育科学省の所掌事務とされている。このため、本文中では全て教育科学省とした。Положение о Министерстве образования и науки Российской Федерации（Постановление Правительства Российской Федерации от 15.06.2010 № 438）- Ⅱ 5.22（政府決定438（2010年6月15日）第5-22条）, Министерстве образования и науки Российской Федерации（ロシア連邦教育科学省）（ウェブサイト）〈http://минобрнауки.рф/%D0%B4%D0%BE%D0%BA%D1%83%D0%BC%D0%B5%D0%BD%D1%82%D1%8B/1109〉

(138)　このため、米国国務省のウェブサイトでは"Application MUST be submitted six months in advance."と特に強調されている。"Country-Specific Guidance on Supporting Documentation," *op.cit.*(104).

(139)　Об утверждении Правил проведения морских научных исследований во внутренних морских водах, в территориальном море, в исключительной экономической зоне и на континентальном шельфе Российской Федерации и о внесении дополнения в пункт 9 Порядка создания, эксплуатации и использования искусственных островов, сооружений и установок во внутренних морских водах и в территориальном море Российской Федерации приложение1-4（Постановление Правительства Российской Федерации от 30.07.2004 № 391）（政府決定391（2004年7月30日）別表1-4）, ГАРАНТ（ウェブサイト）〈http://base.garant.ru/12136496/〉　次の英訳を参照した。"Russian Form, English Translation," Department of State（ウェブサイト）〈http://www.state.gov/documents/organization/155353.pdf〉

概ね国連海洋法条約に則って裁量的同意拒絶事由が定められているものの、これに、ロシアの安全保障への脅威が独自に加えられている（第25条(1)）。なお、前述のとおり、国連海洋法条約において、安全保障を理由とする同意拒絶は、国連憲章第2条第4項に反する侵略等の場合に限り、認められる余地があるのみで、通常は認められない。同意拒絶事由は定かではないが、同意が拒絶される例は少なくない(140)。

調査国の義務について、国連海洋法条約の規定に加えて、沿岸の連邦政府機関との定期的な連絡を義務付けている（第27条）。暫定的な報告書及び最終報告書は、母語等の任意の言語とロシア語の両方で作成し、教育科学省に提出しなければならない。暫定的な報告書には、調査終了後3か月以内という期限も設けられており(141)、これらの調査結果が安全保障に関係する場合には、連邦政府の同意を得なければ公表することができない（第25条(1)及び第28条）。

執行措置等では、停止又は終了の要求は、国連海洋法条約が定めるとおりである（第30条）。そして、排他的経済水域に関する連邦法、大陸棚に関する連邦法及び関係する政府決定には、停止又は終了の要求を超える執行措置等は設けられていない(142)。なお、停止又は終了を要求した例はないとされる(143)。

7　中国

中国は、1996年に国連海洋法条約を批准した。1998年に施行された排他的経済水域及び大陸棚法（中华人民共和国专属经济区和大陆架法）(144)は、領海を除く基線から200海里までを排他的経済水域及び大陸棚とし（第2条）、同領域における海洋の科学的調査について、中国が管轄権を有することを定めている（第3条及び第4条）。これに基づいて、外国による海洋の科学的調査について、外国海洋科学研究管理規則（中华人民共和国涉外海洋科学研究管理规定）(145)を定めている。このほか、測量地図作成法（中华人民共和国测绘法）(146)が、軍事調査を含む測量活動を規制している(147)。以下、外国海洋科学研究管理規則を中心に述べる。

(140)　1998年から2002年までの5年間において、申請に対する同意付与の割合は約80%である。Tirpak, *op.cit.*(51)

(141)　*op.cit.*(139). 48(a)（第48条(a)）

(142)　以前は、行政罰として1万ルーブルを上限とする罰金のほか、船舶、施設及び装置等を没収できるとする規定が設けられていた。“DECREE OF THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS ON THE ECONOMIC ZONE OF 28 FEBRUARY 1984,” United Nations, *op.cit.*(111), pp.258-261；安冨潔「第五章　ロシア」日本国際問題研究所　前掲注(110), pp.62-63.

(143)　Tirpak, *op.cit.*(51)

(144)　中华人民共和国专属经济区和大陆架法（中华人民共和国第九届全国人民代表大会常务委员会第三次会议于1998年6月26日通过）（排他的経済水域及び大陸棚法), 国家海洋局（ウェブサイト）〈http://www.soa.gov.cn/zwgk/fwjgwywj/shfl/201211/t20121105_5203.html〉　邦語訳として次を参照した。海洋政策研究財団仮訳「資料(2)　中国排他的経済水域及び大陸棚法（1998 年施行)」『平成17 年度　中国の海洋政策と法制に関する研究　海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究―各国の海洋政策の調査研究報告書―』2006.〈http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200603_ISBN4_88404_179_8.pdf〉

(145)　中华人民共和国涉外海洋科学研究管理规定（1996年6月18日中华人民共和国国务院令第199号）（外国海洋研究管理規則), 国家海洋局（ウェブサイト）〈http://www.soa.gov.cn/zwgk/fwjgwywj/shxzfg/201211/t20121105_5233.html〉　邦語訳として次を参照した。越智均訳「中華人民共和国海事関係法規(2)―中華人民共和国渉外海洋科学研究管理規定―中華人民共和国交通部船舶危険物積載監督管理規則―中華人民共和国港務監督局船舶積載運航対外貿易危険物申告規定―」『海保大研究報告　法文学系』43(1), 1997, pp.193-198.　なお、次にフローチャート（英語併記あり）がある。国家海洋局（ウェブサイト）「涉外海洋科学研究管理流程图（The Flow Diagram of Foreign-related Marine Scientific Research Project)」〈http://www.soa.gov.cn/bmzz/jgbmzz/ghs/2001/201211/t20121107_13853.html〉

(146)　中华人民共和国测绘法（1992年12月28日第七届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议通过；2002年8月29日第九届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议通过修订), 国家测绘地理信息局（ウェブサイト）〈http://www.sbsm.gov.cn/article/zcfg/flfg/200709/20070900000463.shtml〉　英訳として次を参照した。Surveying and Mapping Law of the People's Republic of China, National Administration of Surveying, Mapping and Geoinformation（ウェブサイト）〈http://en.sbsm.gov.cn/article/LawsandRules/Laws/200710/20071000003241.shtml〉

排他的経済水域及び大陸棚における外国による海洋の科学的調査は、国家海洋行政主管部門又は国務院の許可を受けなければならない(148)（第4条）。国家海洋行政主管部門とは、国家海洋局を指す(149)。外国が単独で海洋の科学的調査を実施する場合は、調査開始予定日の6か月前までに、外交ルートを通じて、国家海洋局に申請を行う（第5条）。中国と共同で実施する場合は、中国側の調査機関等が、国家海洋局に直接申請を行えば足りる（同条）。申請受理後4か月以内に、国家海洋局は、外交部、軍事主管部門その他の国務院の関係部門と審査を行い、許可の可否を決定し、又は国務院に上申し決定を仰ぐとされ（同条）、黙示の同意制度を考慮した規定となっている。申請書式には、前述の国連標準書式案に準拠した独自の書式が指定されており、中国語で記入せねばならない(150)。

許可基準や裁量的同意拒絶事由は示されておらず、明らかでないが、同意が拒絶される例は少なくない(151)。なお、同規則の目的の一つに、国家の安全の確保が挙げられており（第1条）、軍事主管部門の関与も明記されていることは、特徴的であるとされるが(152)、安全保障を同意拒絶事由としているかまでは同規則上定かではない。また、この許可を受けた後も、調査船の航行開始日の2か月前までに、船舶行動計画を国家海洋局に提出し、別途許可を受ける必要がある(153)（第6条）。国連海洋法条約は、適法な海洋の科学的調査を促進すべく、調査船の沿岸国の港への出入りを容易にする等の措置を求めていたが（同条約第255条）、これに反するものと言えよう。

そして、外国が単独で実施した場合には、研究成果のほか、データ及び試料の国家海洋局への提供が義務付けられ（第10条及び第12条）、中国と共同で実施した場合も、中国側は無償で利用できるとする（第10条）。データ及び試料の公開又は譲渡については、国家海洋局等の同意を要するが（同条）、その条件等は明らかでない。

利益保護の手段として、外国調査船には、毎日定時に船舶の位置と活動状況の国家海洋局への報告が義務付けられており（第9条第1項）、また、国家海洋局等は海上監視や立入検査を行えるとしている（同条第2項）。帰港後の国家海洋局等による検査までも課せられている（第11条）。そして、この規則に違反した場合、国家海洋局は中止命令のほか、調査機器、データ及び試料の没収を行うことができ、5万元以下の罰金も併科することができる（第13条）。違反が重大であり、犯罪を構成する場合には、刑事責任の追及も可能であるが（同条）、この訴追については国連海洋法条約に違反し、紛争となる可能性が指摘されている(154)。ただし、外国による海洋の科学的調査における違法行為は、毎年数件程度であり、行政処分が行われた例もほとんど

(147)　測量地図作製法は、中国の領土及び領海、領空だけでなく、中国の管轄権が及ぶすべての領域における測量及び地図作製を対象とし（第2条）、外国による測量及び地図作製については、国務院及び軍の担当部門の承認を得ることを求めている（第7条）。このほか、調査結果の公表等への規制も盛り込まれている。

(148)　どのような場合に国務院の許可によるものとするかは明示されていない。

(149)　越智訳　前掲注(145), p.196.　以下、本文中ではすべて国家海洋局とする。国家海洋局は、国土資源部が管理する行政機関であり、海域の管理監督、海洋環境の保護、海洋科学技術の研究などを通じて、海洋権益の保全を担う（「国家海洋局主要职责」国家海洋局（ウェブサイト）〈http://www.soa.gov.cn/zwgk/bjgk/jgzz/201212/t20121201_16732.html〉）。なお、国家海洋局が海軍の影響下にあることに対して懸念が示されている。三好　前掲注(38), pp.180-181；防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2012』2012, p.20.〈http://www.nids.go.jp/publication/chinareport/pdf/china_report_JP_web_2012_A01.pdf〉

(150)　「涉外海洋科学研究管理项目申请书（Application for Foreign-Related MarineScientific Research Project）」国家海洋局（ウェブサイト）〈http://www.soa.gov.cn/bmzz/jgbmzz/ghs/2001/201211/t20121107_13854.html〉

(151)　1998年から2002年までの5年間において、申請に対する同意付与の割合は約70%である。Tirpak, *op.cit.*(51)

(152)　三好　前掲注(38), p.179.

(153)　次の書式が指定されており、中国語で記入しなければならない。「涉外海洋科学研究项目海上船只活动计划申请书」国家海洋局（ウェブサイト）〈http://www.soa.gov.cn/bmzz/jgbmzz/ghs/2001/201211/t20121107_13855.html〉　なお、当該報告後1か月以内に、書面により許可の可否が通知される（第6条）。

ないようである[155]。

8 韓国

(1) 海洋調査法の概要

韓国は、1996年に国連海洋法条約を批准した。外国による海洋の科学的調査については、海洋科学調査法（해양과학조사법）[156]が制定されており、これに基づく海洋科学調査法施行令（해양과학조사법시행령）[157]及び海洋科学調査法施行規則（해양과학조사법시행규칙）[158]とともに、規制が行われている。以下、これらの法令を中心に述べる。

排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査には、韓国政府の許可を要し（同法第7条第1項）、その申請は、調査開始予定日の6か月前までに、外交通商部長官を通じて、国土海洋部長官になされる[159]（同法第7条第2項）。国土海洋部長官は、中央政府の関係行政機関の長との協議の上、申請受理後4か月以内に同意を与えるか否か決定するとされ[160]（同法第7条第3項）、黙示の同意制度が考慮されている。申請書式は、国連標準書式案に準拠した独自の書式が指定されており（同施行規則第2条第1項及び別表1）、英語と朝鮮語（ハングル）の両方で作成せねばならない（同施行規則第2条第2項）。なお、海洋事故及び汚染の原因究明のために、政府間合意によって緊急に実施されるものは、許可を得たものとみなされ、手続きが省略される[161]（同法第15条）。

同意基準は定められていないが、国連海洋法条約が定める4つの裁量的同意拒絶事由が明示され、これに相互主義を加えている（同法第7条第4項）。この相互主義とは、韓国が、申請国が管轄権を有する海域において海洋の科学的調査の実施を試みたとき、正当な理由なく同意を拒絶した国等に対しては、同意を拒絶できるというものである。同意を拒絶する場合には、同意拒絶事由を申請者に明示しなければならない（同施行令第3条第3項）。なお、同意が拒絶されることはほとんどないようである[162]。

調査国の義務については、国連海洋法条約の規定の多くが明文化されているが、異なるもの

(154) 三好　前掲注(38), p.180.

(155) 『中国海洋行政执法公报』の各年版を参照した。但し、2009年は同公報の刊行がなく、件数が明らかにされていない年もある。「中国海洋行政执法公报」国家海洋局（ウェブサイト）〈http://www.soa.gov.cn/zwgk/hygb/zghyxzzfgb/〉

(156) 해양과학조사법（법률 제8852호, 2008.2.29, 타법개정）（海洋科学調査法）, 국가법령정보센터（国家法令情報センター）（ウェブサイト）〈http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=83842#0000〉　英訳として同DBの次を参照した。MARINE SCIENTIFIC RESEARCH ACT（Act No.8852, 29. Feb, 2008, Other Laws and Regulations Amended）

(157) 해양과학조사법시행령（대통령령 제20722호, 2008.2.29, 타법개정）（海洋科学調査法施行令）, 국가법령정보센터（国家法令情報センター）（ウェブサイト）〈http://www.law.go.kr/lsEfInfoP.do?lsiSeq=85360#0000〉　英訳として同DBの次を参照した。ENFORCEMENT DECREE OF THE MARINE SCIENTIFIC RESEARCH ACT（Presidential Decree No.20722, 29. Feb,2008, Other Laws and Regulations Amended）

(158) 해양과학조사법시행규칙（국토해양부령 제4호, 2008.3.14, 타법개정）（海洋科学調査法施行規則）, 국가법령정보센터（国家法令情報センター）（ウェブサイト）〈http://www.law.go.kr/lsEfInfoP.do?lsiSeq=86086#0000〉

(159) これは、韓国と共同で実施する場合にも準用される。ただし、この場合は、韓国側が国土海洋部長官に直接申請を行うこともできる（同法第8条第1項及び第2項）。

(160) 教育科学技術部長官、外交通商部長官、法務部長官、国防部長官、農林水産食品部長官、知識経済部長官、環境部長官、警察庁長官（Commissioner of the National Police Agency）、気象庁長官（Commissioner of the Korea Meteorological Administration）、文化財監理局長（Director-General of the Cultural Assets Maintenance Bureau）、水路海洋局長（Direc-tor General of the Korea Hydrographic and Oceanographic Administration）、その他の中央政府の関係行政機関の長とされている（同施行令第2条第3項）。

(161) なお、スマトラ島沖地震とインド洋大津波を例として、海洋の科学的調査について、一律6か月前の申請を義務付ける国連海洋法条約の規定には、問題があるとされている（栗林忠男「序章　国際海洋秩序と日本の法的対応」栗林忠男・秋山昌廣編著『海の国際秩序と海洋政策 』（海洋政策研究叢書1）東信堂, 2006, p.10.）。同様のことは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を例としても言えるものと考えられる。

もある。まず、沿岸国の科学者を同乗させる権利に付随する経費を、調査国が負担することを定めている（同法第10条第1項第1号）。この規定については、調査国は経費負担義務を負わないとした国連海洋法条約に反することが指摘されている(163)。また、研究成果のほか、データ及び試料の提供が義務付けられている（同法第10条第1項第2号及び第3号）。研究成果について、調査終了後3か月以内に簡易報告を、2年以内に最終報告書を、英語及び朝鮮語（ハングル）の両方で作成し、国土海洋部長官に提出しなければならない（同施行令第7条）。また、研究成果及びデータが国益に重大な影響を及ぼすと判断された場合には、公表及び譲渡が制限される（同法第11条）。ここでいう国益に、安全保障が含まれるかまでは明らかでない。

執行措置等では、まず、調査活動の停止又は終了の要求について、国連海洋法条約が定める条件のほか、軍事作戦や安全保障等が独自に加えられている（同法第12条第1項及び第2項）。なお、停止又は終了を要求した例はないとされる(164)。また、同意を得ずに海洋の科学的調査を実施する疑いがある場合には、停船、立入検査及び拿捕等ができ（同法第13条）、更に、同意を得ずに海洋の科学的調査が実施された場合には、1億ウォンを上限とする罰金のほか（同法第19条第2項）、船舶、装置及びデータ等の没収も行える（同条第3項）。

このほか、国土海洋部長官の指名により韓国からの海洋の科学的調査に参加する者に、進捗状況の監督、調査データ等の取得、同意された内容どおり実施されているかの確認、停止又は終了の要求への対応の確認等の義務が課せられており（施行令第6条）、参加者が監視業務を担っていることが明確にされている。

（2）海洋調査法の改正に向けた動き

海洋調査法の改正の動きがあり、改正案が閣議決定され議会に提出されている(165)。改正案の内容は、外国海洋調査船が韓国に寄港する場合には、2か月以上前に政府の許可を得ることを義務付けるものである。また、二重国籍者及び韓国法に基づいて設立された法人であっても、外国に本店又は主たる事務所を置く法人は、外国人の定義に含めることとし、これら外国人の海洋調査船が韓国国内の港に寄港するときには、2か月前までに許可を得るように義務付けている。日中の調査船が物資補給名目等で韓国の港に入る前後に海洋資源調査を行うことを防止することが目的とされ、許可なく寄港した場合には罰金1,000万ウォンが科せられる。

9　台湾

台湾は、国連海洋法条約に批准はもとより、署名もしていない。しかし、排他的経済水域及

(162)　1998年から2002年までの5年間におけるすべての申請に対して、同意が付与されている。ただし、これまで見てきた国々と違い、同期間中の申請数は毎年1件程と極めて少ないため、この5年間の運用状況だけで判断することは困難と言える。
(163)　三好　前掲注(38), p.182.
(164)　Tirpak, *op.cit.*(51)　このほか『2012년해양경찰백서（2012年海洋警察白書)』〈http://ebook.kcg.go.kr/home/view.php?host=main&site=20121107_111250〉等も参照した。なお、韓国は、我が国の海上保安庁の中止要請を拒否して、2006（平成18）年の竹島近海における海洋調査を実施した際に、同行させていた海洋警察庁の警備艇に射撃を許可していたほか、海軍艦艇の派遣も行っていたとされる。「4年前の韓国海洋調査事件　竹島周辺で銃撃戦寸前」『産経新聞』2010.10.10.
(165)　国立国会図書館調査及び立法考査局「【各国議会】日本関係情報　【韓国】海洋科学調査法一部改正法律案の閣議決定」『外国の立法』253(2), 2012.11, p.41.
〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3948097_po_02530214.pdf?contentNo=1〉;「調査船寄港を許可制に　韓国、領有権で日中意識」2012.10.3, MSN産経ニュース（ウェブサイト）
〈http://sankei.jp.msn.com/world/news/121003/kor12100317330001-n1.htm〉　以下の記述は、すべてこれらの資料に基づく。

び大陸棚法（中華民國專屬經濟海域及大陸礁層法）[166]により、排他的経済水域及び大陸棚を設定するとともに、同領域における海洋の科学的調査について、台湾が管轄権を有することを定めている（第5条第3号）。そして、外国によるものに限定せず、排他的経済水域及び大陸棚で実施される全ての海洋の科学的調査について、台湾政府の監督に服し、台湾政府の許可を受けることを義務付けている（第9条）。そして同法に基づき、排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査許可規則（在中華民國專屬經濟海域或大陸礁層從事海洋科學研究許可辦法）[167]が定められている。以下、これらの法令を中心に述べる。

海洋の科学的調査の所管官庁は、行政院国家科学委員会とされる（同規則第2条）。排他的経済水域等における外国による海洋の科学的調査については、調査実施予定日の6か月前までに、外交ルートを通じて、行政院国家科学委員会に申請を行わねばならない[168]（同規則第4条第3項）。行政院国家科学委員会は、関係行政機関から委員を招集して、申請されたプロジェクトの許可の可否を検討するレビュー委員会を開催し、申請受理後4か月以内に書面で回答を行う（同規則第5条）。これは、黙示の同意制度を考慮した規定となっている。なお、同意基準や裁量的拒絶事由は定められていない。

調査国の義務については、概ね国連海洋法条約に則っているが、調査データの利用に当たり、台湾の安全保障を損なわず、また利益を確保することが挙げられ、安全保障を理由とする規制もあり得るとされている（同法第9条第5号）。

執行措置等においては、同法が定める義務を履行しなかった場合、実際の調査活動が許可内容と合致しない場合及びその他行政院国家科学委員会が決定した場合には、調査活動を停止又は終了をさせることができる（同法第9条及び同規則第6条）。また、排他的経済水域等において法令違反があった場合には、軍や海上警察機関、税関等が追跡、乗船、立入検査のほか、必要に応じて、違反者の拘留や船舶等の拘束もできることを定めている（同法第16条）。但し、海洋の科学的調査について、どこまで適用されているかまでは明らかではない。

更に、許可を得ず、又は許可後に法令に違反して海洋の科学的調査を行った場合には、50万から200万台湾ドルまでの罰金が科せられ、装置及びデータも没収することができる（同法第22条）。

おわりに

海洋の科学的調査自体は、いかなる権利の主張の法的根拠ともならないが、それへの管轄権の行使はその限りでなく、沿岸国の利益保護並びに国連海洋法条約及びそれに基づく法令等の実効性の確保は大きな課題とされる。そして、国連海洋法条約の解釈や適用を始めとする国際海洋秩序等とも深く関係している。

(166) 中華民國專屬經濟海域及大陸礁層法（排他的経済水域及び大陸棚法), 全國法規資料庫（ウェブサイト）〈http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawSearchContent.aspx?pc=A0000010〉 英訳として同DBの次を参照した。Law on the Exclusive Economic Zone and the Continental Shelf of the Republic of China, 全國法規資料庫（ウェブサイト）〈http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=A0000010〉

(167) 在中華民國專屬經濟海域或大陸礁層從事海洋科學研究許可辦法（排他的経済水域及び大陸棚における海洋科学研究許可規則), 全國法規資料庫（ウェブサイト）〈http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0160038〉 英訳として同DBの次を参照した。Regulation Governing Permission to Undertake the Marine Scientific Research in the Exclusive Economic Zone and on the Continental Shelf of the Republic of China, 全國法規資料庫（ウェブサイト）〈http://law.moj.gov.tw/eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0160038〉

(168) なお、台湾人による場合は、4か月前までに行政院国家科学委員会に直接申請を行うとされ、中国人による場合は、当該調査を共同実施する台湾人を通じて、6か月前までに申請を行うとされる（同規則第4条第1項及び第2項）

諸外国の制度は、原則自由とする米国から、詳細な規定を設ける韓国等まで様々であるが、我が国の周辺国は、権利義務や手続き規定を定めた法令整備を行っている。しかし、独自の解釈に基づく規定もあり、国連海洋法条約の解釈や適用をめぐる問題も指摘されている。過度な規制は、海洋の科学的調査を通じた人類社会全体の利益増進を阻害するおそれもある(169)。我が国においては、諸外国の制度やその運用状況を参考にしつつ、今後更なる検討が望まれる。

表　外国海洋調査船の確認状況の推移

	総　数		うち中国			その他の国・地域の特異行動件数*
	視認件数	特異行動件数*	視認件数	特異行動件数*	左のうち東シナ海における特異行動件数	
1996年	22	19	15	15	不明	不明
1997年	10	9	4	4	2	不明
1998年	19	16	15	14	11	不明
1999年	38	31	33	30**	33**	不明
2000年	33	20	24	20	19	不明
2001年	19	5	13	5	4	不明
2002年	15	4	12	4	2	不明
2003年	11	9	11	9	0	不明
2004年	17	16	14**	15**	4	韓国1
2005年	3	0	2	0	0	なし
2006年	25	9	19	7	1	韓国1、パナマ1
2007年	21	2	11	1	1	韓国1
2008年	21	8	8	2	不明	台湾6
2009年	28	7	11	1	不明	台湾6
2010年	38	9	22	3	不明	台湾4、韓国1、パナマ1
2011年	33	8	19	8	不明	なし

*視認したもののうち、航行形態等から、海洋調査を行っていると考えられるものであって、我が国の事前の同意を得ていないもの、又は事前の同意の内容と異なる行動をとっているもの。
**数値が合わないが、出典に挙げた資料の記載のまま表記した。
（出典）次を参照して筆者作成。海上保安庁編『海上保安レポート』各年版；衆議院調査局国土交通調査室「中国海洋調査船による海洋調査活動に係る違反状況」『海洋基本法案参考資料』2007.3, p.42.

(169) 奥脇直也「第7章　境界未画定海域の管轄権」村瀬信也・江藤淳一編著『海洋境界画定の国際法』東信堂, 2008, pp.176-177.